

平成17年度 雇用均等・児童家庭局 予算概算要求の概要

次世代育成支援対策の更なる推進と公正かつ多様な働き方の実現

少子化の流れを変えるため、子どもが心身共に健やかに育つ社会、子どもを生き、育てることに喜びを感じることができる社会を構築していく必要がある。

このため、本年6月に策定された「少子化社会対策大綱」に基づき、政府全体で少子化の流れを変えるための施策を強力に推進することとし、平成16年中に、重点施策の具体的実施計画として、新エンゼルプランに代わる新たなプランを策定することとしている。

厚生労働省においては、専業主婦家庭の子育て負担感の緩和も含めた地域における子育て支援対策や、児童虐待防止対策の充実を図るとともに、待機児童の解消に向けた取組みを引き続き推進し、これらにあわせて、子育て生活に配慮した働き方の改革を進める。

また、パートタイム労働者と正社員との均衡処遇を進める環境整備を行うとともに、男女雇用機会均等の確保など公正な働き方を推進する。

《 主要事項 》

◎ 次世代育成支援対策の更なる推進

	頁
1 地域における子育て支援対策の充実	3, 508億円 … 3
2 多様な保育サービスの推進	3, 443億円 … 5
3 子育て生活に配慮した働き方の改革	36億円 … 6
4 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実	186億円 … 6
5 子どもの健康の確保と母子保健医療体制等の充実	242億円 … 8
6 母子家庭等自立支援対策の推進	3, 299億円 … 9
7 施設の運営の充実	… 10
新エンゼルプランに代わる新たなプラン (新新エンゼルプラン)の策定	… 11

◎ 公正かつ多様な働き方の実現

1 多様な働き方を選択できる環境整備	20億円 … 12
2 男女雇用機会均等確保対策の推進	15億円 … 12

(雇用均等・児童家庭局予算の状況)

	16年度予算額	17年度概算要求額	伸び率
局 合 計	10,537億円	11,082億円	5.2%
児童福祉関係	10,429億円	10,971億円	5.2%
(うち 特別会計)	336億円	330億円	▲1.8%
労働関係	108億円	111億円	2.8%
(うち 特別会計)	96億円	93億円	▲3.1%
一般会計	10,105億円	10,659億円	5.5%
特別会計	432億円	423億円	▲2.1%

次世代育成支援対策の更なる推進

《 326,842百万円 → 350,833百万円 》

1 地域における子育て支援対策の充実

(1) 地域における子育て支援体制の強化

- つどいの広場事業の推進 3,175百万円
子育て中の親子が気軽に集い、相談・交流できる「つどいの広場」について、身近な場所での設置を推進する。
500か所 → 1,000か所

- 地域子育て支援センターの整備 5,666百万円
子育てサークルの支援や育児相談を行う地域子育て支援センターの整備を推進する。
3,000か所 → 3,300か所

- 育児支援家庭訪問事業の推進 2,021百万円
出産後間もない時期や様々な原因で養育が困難になっている家庭に対して、育児・家事の援助や、具体的な育児に関する技術指導を行うことにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業の実施を着実に推進する。

- 乳幼児健康支援一時預かり事業の充実 2,214百万円
保育所に通所中の児童等が、病気回復期のため集団保育が困難となる間、児童の保育所・病院等における一時預かり等の事業を行う。

(2) 放課後児童や地域児童のための健全育成事業の充実

- 放課後児童クラブの拡充 9,746百万円
 - ・ 放課後児童の受入れ体制の整備を推進する。
放課後児童クラブ 12,400クラブ → 13,300クラブ
 - ・ ボランティア派遣事業の充実
障害などに関する知識を有したボランティアを派遣して、放課後児童指導員に対する援助を行う事業を従来事業に追加して実施する。

- ・ 障害児受入環境改善事業の創設
障害児の受入れに必要な設備の整備や障害児用の遊具・器具等の購入などに必要な経費を助成する。

○ 児童ふれあい交流促進事業の推進 287百万円

児童館等を活用した中・高校生等が乳幼児と出会いふれあう場づくり、中・高校生の交流の場づくり、絵本の読み聞かせ、親と子の食事セミナー等の事業を実施する。

(3) ファミリー・サポート・センター事業の拡充 1,861百万円

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、送迎や放課後の預かり等の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置要件の緩和を図り、設置を促進するとともに、働くひとり親会員が同センターを利用する際に支援を行う。

(本部) 355か所 → 395か所

(4) 児童手当国庫負担金 317,478百万円

支給対象年齢	小学校第3学年修了前
手当額	第1子・第2子 5,000円
	第3子以降 10,000円

(平成16年改正(支給対象年齢を義務教育就学前までから小学校第3学年修了前までに引上げ。)の満年度化等に伴う所要額を計上)

2 多様な保育サービスの推進

(1) 待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大 31,326百万円

待機児童の解消を目指し、保育所受入れ児童数を約5万人増やすとともに、施設整備を推進する。

(2) 多様な保育サービスの提供

- 延長保育の推進 32,353百万円
11時間の開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。
13,100か所 → 14,000か所

- 一時・特定保育の推進 3,348百万円
専業主婦等の緊急・一時的な保育を行う一時保育及び、保護者の就労形態の多様化などに伴う柔軟な保育を行う特定保育を推進する。
5,000か所 → 7,500か所

- 休日・夜間保育の推進 416百万円
保護者の勤務形態による休日や夜間の保育需要に対応するため、休日・夜間保育を推進する。
750か所 → 820か所

(新) (3) 総合施設モデル事業の実施 551百万円

就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設については、平成16年度中に基本的な考えを取りまとめた上で、平成17年度中に試行事業を先行実施するなど、必要な法整備を行うことも含め様々な準備を行い、平成18年度から本格実施を行うこととしている。

このため、平成17年度において総合施設の教育・保育の内容や職員配置、施設設備のあり方に関する検討を行うためのモデル事業を実施する。

モデル施設 30か所

3 子育て生活に配慮した働き方の改革

(新) (1) 子育てと両立する働き方の実現に向けた地方自治体の取組の推進

629百万円

次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県及び市町村行動計画の趣旨に沿って、地域の実情を踏まえ、仕事と家庭の両立や、勤務時間短縮、在宅就業の普及等の働き方の見直しに向けた積極的な取組を行う地方自治体を支援する。

(2) 男性も育児参加できる職場環境の実現

464百万円

改正育児・介護休業法（案）の内容も含め、育児休業制度等の規定整備の徹底を図るとともに、経営トップリーダーからなる有識者会議の開催、モデル的取組を行う企業への支援、地方公共団体等と連携した周知広報等を総合的に展開し、育児休業の取得等、男性が育児参加できる職場環境の実現へ向けた取組を推進する。

(3) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施の支援

2, 002百万円

一般事業主行動計画が適切に策定・実施されるように、一般事業主に対する啓発、指導、次世代育成支援対策推進センターの活用等を図るなど、次世代育成支援対策推進法の円滑な施行を図るとともに、育児・介護雇用安定助成金の支給要件を事業主行動計画策定等の取組を反映させたものに見直す。

4 児童虐待への対応など 要保護児童対策等の充実

(1) 児童虐待防止対策など児童の保護・支援の充実

○ 育児支援家庭訪問事業の推進（再掲）

2, 021百万円

○ 児童相談所の機能強化

558百万円

児童相談体制のより一層の充実強化を図るため、新たに夜間休日を問わず対応する「24時間・365日体制整備事業」、「児童福祉司資格取得のための研修」を実施する。

なお、従来、家庭支援体制緊急整備促進事業で実施してきた「児童虐待対応強化事業」、「潜在保健師研修」及び「児童虐待機関連携強化事業」については廃止する。

- **児童福祉施設における被虐待児一時保護委託の促進** 15百万円
一時保護委託された被虐待児にきめ細かな支援を行うため、被虐待児の一時保護委託を受け入れた児童福祉施設に対して、心理的なケア等を行うための経費に充てる加算を創設する。
- **児童家庭支援センターの拡充** 322百万円
地域に密着した相談、支援体制を強化するため、虐待や非行等の問題に対し相談に応じる児童家庭支援センターを拡充する。
60か所 → 68か所
- **施設の小規模化の推進** 2,574百万円
児童養護施設で実施している小規模グループケアの対象施設を、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設まで拡大する。
- **里親支援の推進** 494百万円
里親からの求めに応じて援助者を派遣する「里親養育援助事業」、相互の交流により里親自身の養育技術の向上等を図る「里親養育相互援助事業」など里親への支援を推進する。
また、専門里親への委託対象児童について、従来の被虐待児童のほか、非行等により処遇困難な児童も対象に加える。
- **総合的な自立支援の拡充** 238百万円
自立援助ホームのか所数の増を図るとともに、自立援助ホームが行う就労先の開拓や住居の確保等関係機関との対外関係調整について一層の体制整備を図るための対外関係調整事業を推進する。
児童養護施設等の各施設における入所児童のケアに関する創意工夫、自立に向けた取り組みを反映した事業や早期家庭復帰につながる事業等を支援する、自立促進等事業を推進する。
自立援助ホーム 40か所 → 44か所

(2) 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対策等の推進

- **配偶者からの暴力への対策** 1,498百万円
本年6月に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）の円滑な施行のため、婦人相談所、婦人保護施設等における相談・保護等の各種施策の一層の推進を図る。
- **DV被害者一時保護委託費の人身取引被害者への対象拡大**
DV被害者に対する民間シェルター等への一時保護委託について、その対象を人身取引被害者に拡大する。